

## 緊急時よりそい支援事業 Q&A (令和4年2月4日改訂版)

※赤字が今回改定、追加箇所です。

Q1. なぜこの事業を実施するのか？

A1. 市では、令和2年度から、障害のある人が高齢化、重度化してもなお、地域で安心して暮らし続けられるためのしくみとして「地域生活支援拠点ういずねっとi」の整備を始めました。拠点で備える機能のひとつに、緊急時の受け入れ・対応の機能があります。緊急時の受け入れ・対応機能では、障害者支援施設等を利用して宿泊を伴う保護を行う「緊急一時保護事業」を実施しており、今回の事業は、それを拡充・補完するものです。

Q2. 一時的に支援が必要な場合とはどのようなケースを想定しているのか？

A2. 在宅の障害者が、急激な環境の変化等により心身に不調を来たした場合、緊急的に支援者への相談等が必要になった場合、障害者を養護している家族等が疾病等により一時的に養護ができなくなった場合等

(具体的な例)

- ・心身の不調により、一時的に帰宅が困難になり、通所施設で一定時間過ごす。
- ・利用者から急に悩み事等の相談を受け、通常のサービス提供時間外に対応する。
- ・介護者が急用で帰宅時間が遅くなり、介護者が帰宅するまで通所施設で支援する。
- ・予定していたヘルパーが急病等で入れなくなり、別の支援者の派遣を受ける。

Q3. 対象者は？

A3. ①原則として市内在住（グループホーム入居の市外在住者も含む）

②学齢児以上

③身体障害者手帳の交付を受けている者又は知的障害もしくは精神障害を有している者

※市内事業所に他市から通所している方も対象とします。

Q4. どんな事業所が支援できるのか？

A4. 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等事業所（就労継続・生活介護等の日中活動系サービス、短期入所、グループホーム、居宅介護等、相談支援事業所）

児童福祉法に基づく指定児童通所支援等事業所（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所）

※基本的には、対象者に普段サービスを提供している事業所を想定しています。

Q5. だれが支援を行うのか？

A5. 「事業所の職員」と規定しており、資格等の要件はありません。通常支援を行っている職員を想定しています。事業実施申請書に支援者氏名を記載していただきます。

Q6. 支援の実施時間は？

A6. 1 回につき 1 時間以上 8 時間未満の支援を行います。結果として 1 時間未満の支援になった場合は、支援の実施経費の対象となりません。支援者派遣型は 24 時間実施可能ですが、日をまたいだ場合でも 1 回と算定します。

施設活用型は、午前 9 時から午後 5 時までの間（市長が特に必要があると認めるときは、午前 6 時から午後 8 時までの間）に実施するものとします。ただし、通常のサービス提供時間内の時間帯の支援は含まれません。

Q7. 事前の事業者登録が必要ですか？

A7. 支援を行うためには、事前の事業者登録が必要です。指定障害福祉サービス等事業者の指定通知書の写しを添えて、事業所ごとに市へ登録申請書（第 1 号様式）を提出してください。対象者の有無に関わらず登録は可能です。運営規程の変更は必要ありません。複数の事業を実施している事業者においては、支援を実施する事業所（事業所番号が同一の事業所）ごとに申請してください。

Q8. 登録事業者に委託して実施するとあるが、市との委託契約が必要か？

A8. 事業者登録を行うことで委託関係が生じたものとみなされますので、別途委託契約を結ぶ必要はありません。

Q9. 地域生活支援拠点の事業と位置づけられているが、事業所として「地域生活支援拠点の機能を担うこと」を運営規程に明記する必要があるか？

A9. 法定の給付費の地域生活支援拠点に係る加算等を請求するためには、運営規程に「地域生活支援の機能を担うこと」を明記する必要があるありますが、当該事業は市単独事業なのでその必要はありません。

Q10. 支援の実施はどのように判断するのか？

A10. 支援を実施しようとするときは、対象者の要件を満たしていること及び「市長が別に定める緊急時よりそい支援を提供する要件」に合致することを確認すること、とされています。

緊急時よりそい支援を提供する要件は、実施申請書に添付する「チェックリスト」で確認していただきます。対象者から支援の要請があること、支援の提供に同意があること等が要件となります。（詳細はチェックリスト参照）

Q11. 支援の実施にあたり、必ず事前申請が必要か？

A11. 市役所の開庁時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）の間に支援が必要な事案が発生した場合は、事前に実施申請書（第 4 号様式）を FAX 等で提出してください。提出した際は電話でも一報願います。申請があった場合は、なるべく早急に審査を行い可否を決定します。

開庁時間外等、特に緊急を要する場合ややむをえない事情がある場合は、支援実施後、速やかに実施申請書を提出してください。この場合、支援として承認しなかったときは本事業による支援とは取扱いません。

Q12. 実施報告書の記載方法等について

A12. 支援実施後、速やかに実施報告書（第6号様式）を市に提出してください。報告書に記載された支援日時が実際に支援に要した時間となります。承認された日時と日時が異なる場合はその理由を記してください。また、今後の支援方針を付記してください。よりそい支援を実施した案件については、毎月1回実施する地域生活支援拠点コーディネーター会議に報告をして、必要に応じて支援対象者としての検討を行います。

Q13. 支援として算定できない場合がありますか？

A13. 支援を提供する事業所がサービスを提供できる業務（介護給付費や訓練等給付費等が算定できる業務）については、支援として算定できません。具体的には、通所事業所におけるサービス提供時間内における支援は対象外です。また、下記に掲げる事業ごとの各種加算に該当する場合も対象外です。

（介護給付費や訓練等給付費等が算定できる業務の例）

通所系サービスの「訪問支援特別加算」、「欠席時対応加算」等

グループホームの「日中支援加算」、「帰宅時支援加算」等

放課後等デイサービスの「家庭連携加算」、「訪問支援特別加算」、「延長支援加算」等

相談支援の「サービス提供時モニタリング加算」等

Q14. 実施費用の請求はどのようにするのですか？

A14. 毎月初に、前月に支援を行った分をまとめて市へ請求をしてください。

1時間以上4時間未満の支援…4,000円

4時間以上8時間未満の支援…8,000円

※1時間未満の支援は請求できません。8時間以上の支援を行った場合でも8時間未満までの支援分のみの請求となります。

※複数の職員が支援を行った場合でも、上記の実施費用となります。

Q15. 事業の周知は、対象となる障害者には行わないのか？

A15. 今回の事業は、これまで普段サービスを提供している利用者から、緊急的に支援を求められた場合、事業所職員がボランティア的に支援を行ってきた事例が多々見られることから、そのような支援について一定の評価を行うことで、障害のある方の心身の安定を図ることを主たる目的としています。そのことから、事業所として支援の必要性が認められる方を事業の対象とするため、事業の周知は事業所を中心に行うことを想定しています。

Q16. グループホーム、短期入所事業所は施設活用型か支援者派遣型か？

A16. 施設活用型は、主に日中にサービスを提供する事業所を念頭にして、支援可能時間を午前9時から午後5時までの間（市長が特に必要があると認めるときは、午前6時から午後8時までの間）としています。グループホームや短期入所においては、前記の時間帯以外の支援が想定されることから、現にグループホームに入居若しくは短期入所を利用している方へのグループホーム若しくは短期入所の場所での支援は、グループホーム及び短期入所の居室を居宅とみなして、支援者派遣型の支援を行ってください。  
前記の時間帯内の支援については施設活用型の支援を行ってください。

Q17. グループホームの施設活用型支援は、どのようなケースが想定されるのか？

A17. 上記のとおり、現にグループホームに入居している方への日中時間帯外の支援は、支援者派遣型となるため、施設活用型としては、グループホーム利用者の通所先が何らかの理由で利用できなくなり日中時間帯に支援をする場合や、グループホームの元利用者（OB、OG）の方が、グループホームを訪ねて来て、緊急の相談に応じる等の支援が想定されます。

Q18. グループホームの夜間支援体制加算を算定している場合、夜間に緊急対応してもよりそい支援は適用できないのか？

A18. グループホームの夜間支援体制加算は、職員を配置する、巡回する若しくは連絡体制を確保することにより、緊急時の支援等を提供できる体制を確保することが要件とされています。したがって緊急時においても夜間支援体制加算を優先して算定することとし、あらかじめ夜間支援体制加算で支援を行うこととしている職員の人数に加えて、別の職員が支援に当たった場合は、よりそい支援を適用できるものとする。夜間支援体制加算を算定していないグループホームにおいては、この限りでない。

（例）夜間支援体制加算により、1人の職員が夜間において支援を行うとしているが、緊急時に当該職員に加えて他の職員が対応した場合  
⇒加えて対応した職員について、よりそい支援の適用が可能。

Q19. グループホームで日中支援加算（Ⅱ）を算定できるのは、日中活動を利用できない日が3日以上ある場合であるが、1日目、2日目についてはよりそい支援を適用できるか？

A19. グループホームの日中支援加算（Ⅱ）は、日中活動系サービスを利用している者等が、心身の状況等により日中のサービスが利用できない日が月に3日以上あった場合で、昼間に必要な支援を行ったときに算定できる。したがって1日目、2日目については、よりそい支援の適用を可能としますが、すべての場合を適用可能とするのではなく、本人の急病、日中活動事業所の出席停止（新型コロナの感染等）等、あくまでも緊急的な支援が必要と認められる場合に適用するものとします。通所がままならない状態で日中もグループホームにいたることが常態化しているようなケースは適用外です。

Q20. グループホーム等の利用者が一時的に帰宅したときに、利用者や家族等の求めにより一定の支援を行った場合は、よりそい支援を適用できるか？

A20. グループホームや宿泊型自立訓練の利用者が一時的に帰宅する際、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、「帰宅時支援加算」を算定できる。帰宅時支援加算が算定できるサービスを行った場合は、よりそい支援は適用されず、利用者や家族の急病等により、緊急的に居宅等へ赴いて利用者に一定の支援を行った場合、よりそい支援を適用するものとします。

Q21. グループホームや日中活動サービスのサービス提供時間内に、事故や急病により利用者を病院に搬送したり、家族への連絡を行う等の支援を行った場合、よりそい支援は適用されるのか？

A21. サービス提供時間内における緊急対応で、通常配置すべきとされている職員（配置基準に応じた支援員、世話人、サービス管理責任者、管理者）が支援を行うことは通常の支援と考えられる。それらの職員に加えて、その他の職員が対応に当たったり、支援の時間がサービス提供や職員の勤務時間外にかかった場合は、よりそい支援を適用するものとします。

(例) グループホーム内で午後 4 時頃急病を発生し、管理者が病院に付き添う、保護者への連絡を取る等の支援をして、午後 9 時くらいまでかかった。

⇒管理者が対応しているので管理者の勤務時間である午後 5 時までは通常業務。5 時以降 9 時までの 4 時間部分によりそい支援事業を適用する。

Q22. グループホーム等で 1 人の支援者が複数の利用者に対して同時に支援を行う場合は、支援の費用はどのように算定されるのか。

A22. 上記のようなケースは、新型コロナウイルス感染症により同じ通所先が閉鎖された場合等が想定されます。よりそい支援は、支援者の負担を考慮する趣旨であるため、複数人の支援が同時に同一場所で可能な場合は、複数人分を 1 回の支援とみなして支援の費用を算定します。支援者が 1 人で何人まで支援が可能かどうかについては、利用者の状態や障害特性、支援の実際等を考慮して勘案します。

(例) 通所先が感染症対策のため閉鎖となり、グループホームで 4 人の利用者を 1 人の支援者が同時に 6 時間支援した。

⇒利用者が 4 人であっても、1 回の支援として 4 時間以上 8 時間未満の 8,000 円の支援の費用を算定する。